

第2弾

安曇野市の 新型コロナウイルス感染症対策

～心寄せ、支え合い、難局を乗り切るために～

安曇野市では、新型コロナウイルス感染症対策の第2弾として、次の対策を実施します。

令和2年6月19日

地域経済回復のために ～みんなで事業者を応援～

○ **市独自** プレミアム付き商品券&宿泊施設応援券の発行・販売 [予算 203,922 千円]

～冷え込んだ市内経済活動を消費意欲の下支えにより活性化を図る～

◆30%プレミアム付き商品券発行・販売（飲食店等小規模店舗での活用を促進） *予算：174,922 千円

* **1,000 円券×13 枚（共通券 8 枚、普通券 5 枚） = 13,000 円を 10,000 円で販売。**

（共通券…参加全店で使用可能、普通券…大型店（売場面積 1,000 m²以上）での使用不可）

（50,000 セットで経済効果 650,000 千円）

* 専用の応募はがき 1 枚につき 5 セットまで購入可。

* 利用期間：令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 11 月 15 日

◆宿泊施設応援券を発行（市内登録宿泊施設の宿泊料金の一部を助成し観光需要を活性化） *予算：29,000 千円

* **宿泊施設応援券 3,000 円券×7,000 枚・1,000 円券×5,000 枚を発行。**

（1 人 1 泊 8,000 円以上の宿泊に 3,000 円、8,000 円未満の宿泊に 1,000 円を助成）

* 利用対象者：対象の宿泊施設を利用する者（市内外を問わず）

* 利用方法：対象となる宿泊施設へ利用者が直接申し込み

* 利用期間：令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 11 月 15 日

※この事業は県補助制度を活用しています。

中小企業・事業者等をより広く支援 ～地域経済を下支えするために～

○ **市独自** 中小企業・事業者への融資に係る「保証料補給金」の追加 [予算 82,000 千円]

～「新型コロナウイルス対策特別資金」制度の効果的な活用促進を図る～

◆融資限度額増額（預託金の限度倍率 5 倍）に対応した**保証料補給金の追加補正。**

* 限度倍率 5 倍に増加：11 億円（44 億→55 億）

* 融資金額に対する保証料補給金率：平均約 4.6%

○ **市独自** 感染拡大防止協力事業者へ協力金を支給 [予算 260,000 千円]

～「新たな生活スタイル」による経済活動再開へ向けて事業者へ協力金を支給～

◆市内事業者を起因とする感染者を出さない取組に協力いただいた事業者へ**一律 10 万円を支給。**

（ただし、既に実施している休業要請協力金の対象事業者（飲食・宿泊業等）を除く。対象事業者数：約 2,600 事業者）

○ **市独自** 農家の通販サイト出店を支援 [予算 3,500 千円]

～農産物の市場での需要の落ち込みを解消、農家の独自販売ルートの開拓を支援～

◆農家の独自販売ルート開拓を支援するため、既存の通販サイトの利用に要する**販売手数料を全額補助。**

（ただし上限 15 万円）

市民の暮らしを幅広く支援 ～市民一人ひとりへ支援を広げます～

○ **市独自** 上水道を利用していない井水利用者等へ給付金を支給 [予算 862 千円]

～市民の暮らしを支える「水」、全世帯へ幅広く支援～

◆井水・民営水道施設を飲用水として利用している者に、**水道料金の基本料金相当額を給付。**

* 井水利用者への公平性の観点から経済的支援。上水道併用者は除く。

子育て世帯を支援

～子育て世帯の生活を下支えます～

○市独自 登園自粛に係る付加金等を軽減

[歳入減 △3,438 千円]

◆登園自粛期間中（4～5月）に係る以下の経費を軽減。

- *副食費・幼稚園給食費について、**1食当たりの単価で欠席日数に応じ軽減。**
- *延長保育料（長時間保育料、預かり保育料）について、**その月において一度も利用がなかった場合軽減。**

○3歳未満児の登園自粛に係る保育料を軽減

[歳入減 △6,112 千円]

◆子ども子育て支援法施行規則の一部改正により、**3歳未満児**について、登園自粛期間中（4～5月）の**欠席日数分の保育料を日割り計算により軽減。**

○ひとり親世帯臨時特別給付金（仮称）の給付

国庫補助事業

[予算 73,926 千円]

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方へ、以下のとおり給付金を給付。

- *1世帯につき5万円、さらに第2子以降1人につき3万円（申請不要）
- *収入が減少した世帯は追加で1世帯5万円（申請が必要）

②公的年金等を受給しているために児童扶養手当の支給が全額停止となっている方へ、以下のとおり給付金を給付。

- !本人及び同居家族のH30年の収入が、児童扶養手当一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の方に限ります。
- *1世帯につき5万円、さらに第2子以降1人につき3万円（申請が必要）
- *収入が減少した世帯は追加で1世帯5万円（申請が必要）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどして、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方へ、以下のとおり給付金を給付。

- !本人及び同居家族のR2年2月以降の収入が、児童扶養手当一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の方に限ります。
- *1世帯につき5万円、さらに第2子以降1人につき3万円（申請が必要）

感染拡大を防ぐために

～クラスタの発生を防ぎます～

○市独自 市内の福祉事業所等へ非接触体温計を配付

[予算 4,703 千円]

◆クラスタ発生の危険性が高く感染対策が必要な、**高齢者施設・障がい者施設・介護保険施設（入所・通所施設等）へ非接触体温計を配布。**

（対象施設数：約250事業所）

○市内保育施設に感染症対策用品を設置

国庫補助事業

[予算 8,232 千円]

◆子どもたちを感染から守るため、市内の保育施設等における感染症対策用品整備を支援します。

- *市内全ての保育施設等に**ハンドソープを配布。**
（対象：公立認定こども園18園、私立認可保育施設9園、認可外保育施設11園）
- *公立認定こども園に、**空気清浄機を整備。**
- *私立認可保育施設等における**感染症対策用品の購入に対し補助金**を交付。

学校における暑さ対策

～子どもたちを熱中症から守るために～

○市独自 市内中学校の普通教室に気化式冷風機を設置

[予算 3,953 千円]

◆熱中症対策として、市内中学校7校**全ての普通教室に気化式冷風機を設置。**

※予備費により対応

※小学校の普通教室には令和元年度にエアコン設置済み。

■ **各種支援の担当部署** 各支援の詳細については、下記担当部署へお問い合わせください。

地域経済回復のために	
プレミアム付き商品券の発行・販売	商工労政課商工労政係 (TEL: 0263-71-2041)
宿泊施設応援券の発行	観光交流促進課観光交流促進担当・拠点維持整備係 (TEL: 0263-71-2054、0263-71-2055)
中小企業・事業者等をより広く支援	
中小企業・事業者への融資に係る「保証料補給金」の追加	商工労政課商工労政係 (TEL: 0263-71-2041)
感染症拡大防止協力事業者へ協力金を支給	
農家の通販サイト出店を支援	農政課マーケティング担当 (TEL: 0263-71-2430)
市民の暮らしを幅広く支援	
上水道を利用していない井水利用者等へ給付金を支給	環境課環境保全係 (TEL: 0263-71-2491)
子育て世帯を支援	
登園自粛に係る付加金等を軽減	子ども支援課保育担当 (TEL: 0263-71-2256)
3歳未満児の登園自粛に係る保育料を軽減	
ひとり親世帯臨時特別給付金(仮称)の給付	子ども支援課児童担当 (TEL: 0263-71-2255)
感染拡大を防ぐために	
市内の福祉事業所等へ非接触体温計を配付	長寿社会課長寿福祉係 (TEL: 0263-71-2254) 福祉課障がい福祉担当 (TEL: 0263-71-2251) 介護保険課介護保険担当 (TEL: 0263-71-2472)
市内保育施設に感染症対策用品を設置	子ども支援課保育担当 (TEL: 0263-71-2256)
学校における暑さ対策	
市内中学校の普通教室に気化式冷風機を設置	学校教育課学校庶務担当 (TEL: 0263-71-2224)

